

(供述調書等継続用紙)

捜査メモ複写報告書	
(平成29年11月15日付、防衛医科大学校)	
令和3年6月25日	
警視庁公安部外事第一課長	
司法警察員警視正	殿
警視庁公安部外事第一課	
司法警察員巡査部長	
被告会社大川原化工機株式会社らに対する外国為替及び外国貿易法違反（無許可輸出）被告事件につき、平成29年11月15日作成の防衛医科大学校から聴取した内容を記録した捜査メモを複写した結果は、下記のとおりであるから報告する。	
記	
1 複写年月日	令和3年6月24日
2 複写者	本職
3 複写対象物	平成29年11月15日付、防衛医科大学校から聴取した内容を記録した捜査メモ
4 措置	当課備え付けの複写機で複写し、本報告書末尾に添付することとした。

警 視 庁

平成29年11月15日(水)

メ モ	担当者 警部補
防衛医科大学校 教授	
1 聴取日時 平成29年11月15日(水) 午前10時から午前11時50分まで	
2 聴取場所	
3 聴取者 調査部長、本職	
4 聴取事項 (1) 殺菌の解釈 AGの原文に「the destruction of potential microbial infectivity in the equipment」と記載されているところ、和訳は「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」となっているが、これは1つ1つの単語を直訳しただけで、分かりにくい。 細菌は、感染能力を有するものと有しない種類があることから、「potential」は感染することができる能力があること、「infectivity」は感染することを意味しており、これら2つの単語を合わせて「感染能力」という和訳になる。 また、殺菌の対象とすべき細菌は、法令上明記されておらず、省令に記載されている細菌は病原性・毒性が非常に強いことから、これらの細菌はすべて生物兵器に該当する。 一番問題となるであろう被爆の点では、ある特定の病原性細菌を噴霧乾燥器で製造した場合、定置した状態でその製造した細菌をすべて殺すことができれば、分解したときに被爆(細菌が感染)して人体に実害を与える虞はない。 そして、細菌は微生物であることから、死んだら、感染能力が失われる。 以上のことから、ハの規制の解釈は、「定置した状態で、製造したある特定の病原性微生物をすべて殺して、その感染能力を失わせること」という結論に至る。 分解したときに感染・被爆をするか否かが問題であることから、定置した状態で殺菌ができるのであれば、ユーザーがまず洗浄の工程を要する等と言っているとしても、それは単に商業ベースの話で、規制が求めているものとは関係がない。 (2) 殺菌の定義 病原性微生物の場合、細菌毎に、人体に害を与えるのに要する個数が異なることから、一律に百分の1、千分の1と定義をすることは無理があるし、意味がない。 例えば、志賀赤痢菌は1個の細菌で人体に害を与えるところ、コレラ菌は100万個を要する。 大腸菌の場合は、10~100個で人体に実害を与えるのではないか。 この(2)の内容は、千葉大の教授も同じ見解である。 (3) 大腸菌 省令にも規定されている腸管出血性大腸菌が、特に人体に害を及ぼす毒素を出す。 腸管出血性大腸菌の主要な病原因子はペロ毒素(志賀毒素とも言う)で、腹痛、下痢、発熱で始まり、やや遅れて出血性大腸炎の症状を引き起こす例が多い。 ほかの種類の大腸菌は、この症状しか発症しないところ、腸管出血性大腸菌は、急性腎不全を主な所見とする溶血性尿毒症候群という合併症の併発、さらに脳症を併発して死に至ることもある。 (4) 栄養型細胞 ()による「改訂新版 新・食品殺菌工学」に「乾熱による殺菌作用力は、栄養型細胞では100度で90分」等の記載があったため	

芽胞を形成しない細菌と同じ意味である。

芽胞形成菌は、発芽・分裂する際に芽胞をなくすが、この状態を栄養型と言う。

芽胞を形成しない細菌は、常に、栄養型細胞と言うことができる。

(5) 凍結乾燥器

同じ乾燥器であるのに、滅菌・殺菌の要件が全く異なっている。

凍結乾燥器が、蒸気又はガスによる滅菌であるのに対し、噴霧乾燥器は、滅菌又は殺菌となっている。

これには、必ず合理的な理由がある。

細菌は、低温に強く、凍結乾燥器でフリーズドライさせる際の $-70\sim-80$ 度の環境では、水分が残り絶対に死なないため、機器が機能的に持つ温度で殺すことができない。

一方、噴霧乾燥器は、末端付近まで 100 度以上の熱風が行き渡るのであれば、細菌は水分が枯渇すれば死んで感染能力を失うため、機器が機能として持つ温度で殺すことができる。

規制に差異があるのは、この点を理由としているのではないか。

また、乾熱による滅菌・殺菌は、蒸気等と同様に、一般的な方法であることから、乾熱で大腸菌等を殺菌することができるのであれば、特段問題なく輸出規制に該当する機器と判断できる。